

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所	横浜市柳町地域ケアプラザ
所在地	横浜市金沢区柳町 1-4
介護保険事業者番号	1 4 7 0 8 0 1 5 8 8
連絡先・相談窓口	電 話 0 4 5 - 7 9 0 - 5 2 2 5 F A X 0 4 5 - 7 9 0 - 5 2 2 7
管理者氏名	後藤 礼子
事業所営業日・営業時間	月曜日から金曜日の 9 時から 1 7 時
休日	土・日・祝日・年末年始
サービス提供地域	横浜市金沢区（全域）
職員の職種・員数及び職務内容	事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 管理者 1 名（常勤） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたる。 介護支援専門員 3 名（常勤 1 名 ・非常勤 2 名 ） 介護支援専門員は、契約書第 4 条のに基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

2. 運営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 すみなす会
代表者名	理事長 村上 友利
本部所在地 電話／F A X	〒236-0045 横浜市金沢区釜利谷南 2 - 8 - 1 電 話 0 4 5 - 7 8 8 - 2 9 0 1 F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 2 9 0 6
業務の内容	・ 横浜市釜利谷地域ケアプラザ（通所介護）及び地域包括支援センター ・ 横浜市柳町地域ケアプラザ（通所介護・認知症対応型通所介護）及び地域包括支援センター ・ 障害者生活支援施設航 ・ 障害者相談支援事業金沢地域活動ホームりんごの森（金沢区基幹相談支援センター） 他

3. 運営方針

- (1) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成にあたって、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

4. サービスの提供方法と内容

- (1) 介護支援専門員は、ご利用者と契約を締結した後、ご自宅において面接の上で課題分析を行います。課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用います。
- (2) ご利用者による居宅サービスの選択ができるように、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供します。
- (3) ご利用者及びご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) サービス担当者会議の開催により、ご利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 居宅サービス計画の原案の内容についてご利用者及びそのご家族に対し説明し、文書による同意を得て居宅サービス計画とします。
- (6) サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をします。
- (7) 居宅サービス計画の作成後においても、ご利用者及びそのご家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）します。モニタリングの結果についてはその都度記録します。

5. 利用料金

- (1) 利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 保険料の滞納等がある場合は償還払いとなるため、厚生労働大臣の定める基準の金額を一旦お支払いいただくことになります。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収いたします。交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

6. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行

うとともに、必要な措置を講じ、事故及びその事故に際してとった処置について記録します。

(2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

7. 従業者の研修

(1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

一 採用時研修 採用後 6 か月以内

二 継続研修 年 2 回

8. 個人情報保護

(1) 従業者は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく漏らすことはありません。ただし、契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますのでご了承ください。

(2) 従業者であった者に業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9. ターミナルケアマネジメント加算

当事業所では以下の全ての要件に該当した場合にターミナルケアマネジメント加算を算定します。

(1) ご利用者が在宅で死亡した場合（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

(2) 24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を提供した場合。

(3) ご利用者またはご家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を受けつつ、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握したご利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

10. 公正中立なサービス事業所選択の支援

(1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、ご利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることが出来るものとします。

(2) ご利用者は介護支援専門員が居宅サービス計画原案に位置づけたサービス事業所等を選定した理由の説明を求めることが出来るものとします。

(3) 当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです（契約時にお渡しします）

11. 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には当事業所名と担当ケアマネジャーの氏名、連絡先を入院先医療機関にお知らせいただきますようお願いいたします。

12. 虐待防止に対する取り組み

事業所はご利用者の人権擁護及び虐待防止のため必要な体制整備及び職員に対し研修の実施を講じます。

13. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生においても業務を継続できるよう計画の策定、職員への周知、研修及び訓練の実施を講じます。

14. 感染症の予防及びまん延の防止の対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会の開催と職員への周知、指針の整備、研修及び訓練の実施を講じます。

15. 相談・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

苦情等相談窓口	電話番号	045-790-5225
	FAX 番号	045-790-5227
	担当	藤田 祥弘(所長) 後藤 礼子
	対応時間	9:00~17:00 (月~金)

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (金沢区役所)	所在地	横浜市金沢区泥亀2-9-1
	電話番号	045-788-7868
	FAX 番号	045-786-8872
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎16階
	電話番号	045-671-2356
神奈川県国民健康保健 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447

【説明確認欄】

令和 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者名 横浜市柳町地域ケアプラザ

説明者

私は重要事項について文書の交付、説明を受け、同意しました。

利用者

氏名

家族又は代理人

氏 名

()